

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？

ゆとりある老後に…



「年金だけでは不十分で不安」
「自分で積み増しするには？」
そんな時に！！

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が
廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
おかげさまで、今年50周年を迎えました。

制度の特長

本制度は、小規模企業共済法に基づき、国がつくった「経営者の退職金制度」です。

1 全国125万人が加入

昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約125万人が加入しています。(H27.3末現在)

2 掛け金は全額所得控除

掛け金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします。

加入できるのは…

常時使用する従業員が20人以下（宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下）の個人事業主、個人事業主の共同経営者、又は会社等の役員の方が対象です。

例えば、毎月の掛金を3万円とした課税対象所得400万円の方の場合は、年間約11万円の節税になります。

共済金の額・ご年齢により、「一括」「分割」「一括と分割の併用」の3種類があります。

経営者のための
退職金制度です！

〔すでに本制度に加入されている方は…〕 共済制度の運営機関

掛金月額1,000円～70,000円の範囲内で自由に設定できます(500円きざみ)。



小規模企業共済

検索

www.smrj.go.jp/skyosai

お申し込み・お問い合わせは…

最寄の商工会、商工会議所や各金融機関の窓口までどうぞ

(ゆうちょ銀行、ネットバンク、及び愛媛県以外の農協では取扱いができません)



えっ!
こんな節税が?



中小機構

小規模企業共済の掛金は

全額所得控除

になるんです。

例えば

課税所得400万の50歳の方が、掛金月額52,000円で15年かけ、老齢給付※1で申請すると...

受給額が10,090,080円となり、掛金払込額の9,360,000円に730,080円加算されることとなります。それだけでも7.8%相当で大きいですが、それだけじゃないんです。

小規模企業共済の掛金は、全額所得控除の対象になるので、上記条件の方ですと、

毎年189,900円も税金を減らすことができます。15年だと、実に2,848,500円! ※2

掛金の払込は15年で9,360,000円ですが、トータル2,848,500円の節税ができるので、両方合わせると、受給額10,090,080円÷(掛金9,360,000円-節税総額2,848,500円)で、実質54.9%もお得!

詳しい資料のご請求は...

加入の条件は? デメリットは?
掛金はいくらにしたら良いの?

最寄の商工会、商工会議所や各金融機関の窓口

までどうぞ

(ゆうちょ銀行やネットバンク、及び愛媛県以外の農協では取扱いができません)

※1 老齢給付とは/65歳以上で180か月以上掛金を納付した方が請求することで受給できるもので、廃業の次に率が良いものです。
※2 掛金の未納はない前提で、所得税と住民税を合わせた金額です。所得税は復興特別所得税を含め、住民税均等割については5,000円としています。また、実際には所得税と住民税では課税所得額が異なる場合がありますが、同額とした概算です。

本制度は法律(小規模企業共済法)に基づき、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。